

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 職場と労働法 3 (7) 労働関係調整法の役割

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

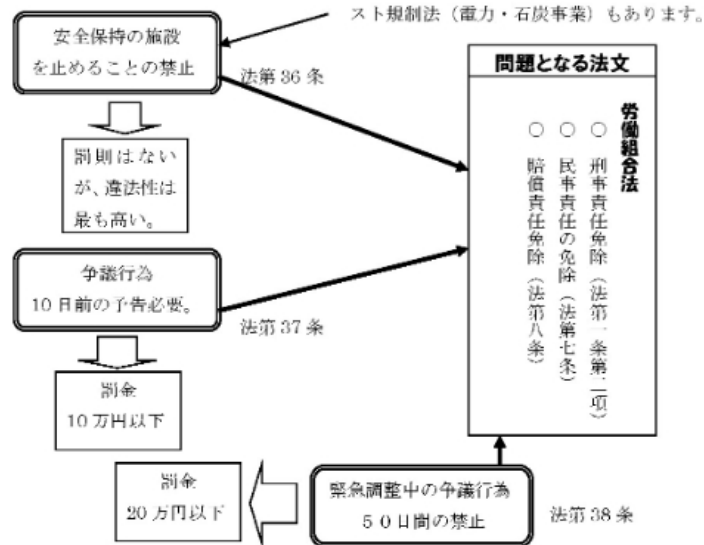
資本論

職場と労働法 3 (7) 労働関係調整法の役割

(クリックするとPDFファイルが開きます)

労働関係調整法の役割

争議行為の制限禁止について



緊急調整とは (法第4章の2:第35条の2~第35条の5)

国民経済や生活が重大な被害を受けるような場合に限り「緊急調整」の発動ができる。

内閣総理大臣一意見具申→中央労働委員会

緊急調整の決定 → 決定の通知 → 労働組合 → 会社

公益事業とは(法第8条)
 公衆の日常生活に欠くことのできないもの。

- ①運輸事業
- ②郵便、信書便又は電気通信の事業。
- ③水道、電気又はガスの供給事業。
- ④医療又は公衆衛生の事業。

尚、内閣総理大臣は国会の承認を経て上記以外に指定できます。

労働関係調整法は、労働組合法と相まって労働関係(労使)の公正な調整を図り労働争議を予防し、又は解決して産業の平和を維持し、もって経済の興隆に寄与することを目的(法第一条)としています。

具体的には、当事者の責務、自主的調整の努力迅速な処理、労働争議・争議行為の定義等を定め、「斡旋・調停・仲裁緊急調整・争議行為の制限禁止」等をより一層強化し、労働委員会の具体的な基本業務を明定しています。

尚、公益事業の争議行為については五省制度が定められています(法第三十條)、同時に争議行為の制限禁止についても注意が必要です。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

📄 サイトマップ 📄 このサイトについて 📄 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE

静岡で働く人のための資料閲覧サイト
【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.